

# 基本計画・基本設計業務仕様書

## 第1章 業務概要、業務内容

### 1. 業務名等

- (1) 業務名 : 伊良波中学校長寿命化基本計画・基本設計業務委託
- (2) 履行期間 : 契約締結日の翌日 から 令和8年3月19日まで

### 2. 計画施設概要

- (1) 施設名称 : 豊見城市立伊良波中学校
- (2) 敷地の場所 : 豊見城市字伊良波 273 番地
- (3) 施設用途 : 中学校
- (4) 対象施設一覧 : 参考資料①「対象施設一覧表、生徒数、学級数、学校職員数」  
参考資料②「航空写真、現況写真」  
参考資料③「配置図、平面図（学校施設台帳より）」 を参照する

### 3. 業務の目的

伊良波中学校は、昭和 61 年度に豊見城中学校の分離新設校として開校し、校舎・屋内運動場・武道場・その他付帯施設は建設から約 40 年が経過しようとしており、令和 2 年度に策定した「豊見城市立学校施設長寿命化計画」において、躯体の健全性（圧縮強度、中性化深さ）の簡易調査結果では長寿命化を図るべきであるとしている。

また、令和 6 年度に伊良波中学校の分離新設校として豊崎中学校が開校したため、学級数が約半数になるなど、学校運営に関する大きな環境の変化がある。

上記の背景のもと、本業務は、構造体の劣化対策やライフラインの更新などにより建物の耐久性を高めるとともに、省エネルギー化や多様な学習内容、学習形態により活動が可能となる環境の提供、現代の社会的要請に応じた学校施設の長寿命化を図り、今後 30 年以上の使用を見据えた学校施設へトリーニューアルを行うため、基本計画・基本設計を策定するものである。

### 4. 業務内容

本業務の内容は次の事項を基本とする。ただし、技術提案書において追記・補完する提案内容がある場合、契約締結前に協議を行い、本業務仕様書に反映させることができる。

#### (1) 業務工程表の作成及び進捗管理

本業務を着手するにあたり、業務工程表を作成する。基本計画・基本設計に係る各種比較検討・方針決定の時期など、業務のコントロールポイントとなる事項を明確に示し、進捗管理を行うこととする。

また、進捗に遅れが生じた場合、遅れの原因を究明し、受注者と発注者の双方で必要な改善を行い履行期間内の業務完了に向けて適切に進捗管理を行う。

## (2) 現況調査

基本計画・基本設計の基礎となる下記の調査を実施する。

### ①現況図面の整理・作成

平面図、立面図、断面図、展開図、天井伏図、面積求積図、構造図、各種設備の埋設配管配置図・断面図・幹線系統図など本業務に必要となる図面をCAD化する。

※参考資料④「既存図面目録」の全ての図面をCAD化する必要はない（実施設計図面の作成を見据えて、スキャンデータの画像貼り付け等で対応ができることを想定すること）

### ②現地調査

現地調査を実施し、現地と異なるカ所について上記①の図面を修正する。また、施設の劣化状況や、周辺インフラ設備接続状況、記念品・寄贈品など把握し、その結果を取りまとめ報告する。参考資料⑤「劣化状況調査報告書（令和6年度）」

### ③簡易測量調査

敷地内のマンホール等（汚水、電気、雨水など）やその他工作物の位置や高さについて、簡易測量調査を実施し、測量平面図を作成する。

### ④耐力度調査

原則、「耐力度調査実施要領および説明書 文部科学省（平成30年4月）」に基づき調査を実施すること。耐力度測定項目の「構造耐力」「健全度」「立地条件」における「構造耐力」は新耐震基準の建物のためコンクリートコア圧縮強度試験のみを実施することを想定している。また各種試験は下記のとおりとし、各棟ごとに実施する。（対象棟数は4棟）

- コンクリートコア圧縮強度試験：梁2カ所、壁1カ所
- 柱及び梁のコンクリート中性深さの調査：柱頭1カ所、柱脚1カ所、梁2カ所
- コンクリートの塩分含有量の調査：柱1カ所、梁1カ所
- 柱及び梁の鉄筋かぶり厚さの調査：柱頭1カ所、柱脚1カ所、梁2カ所
- 柱及び梁の鉄筋腐食度の調査：柱頭1カ所、柱脚1カ所、梁2カ所

### ⑤アスベスト含有調査

建物内外装の仕上げ改修状況などを加味して、必要な部材のアスベスト含有調査を行う。検体数は125カ所を想定している。 ※参考資料⑥「アスベスト調査 部材リスト(案)」

## (3) 基本計画

基本設計を行う上で必要となる各種検討事項の方針決定を行う。

### ①アンケート調査（生徒・保護者）

既存の学校の残したい場所・雰囲気などを生徒・保護者などにアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめ、内容を精査し設計方針に反映する。

※アンケート調査は本市に導入しているLOGOフォームを活用し、ネット回答を想定しており、アンケート調査票のシステム入力、回答の集計は市が行い提供するものとする。設問内容については、調査職員との協議により決定する。（アンケート調査（教職員）も同様）

## ②各階教室配置及び室内レイアウト案の比較、方針決定

下記の項目を検討した上で、各階教室配置及び室内レイアウト案を作成し、総合的な観点から評価を行い、方針を決定する。

- 校区内の将来生徒数の推計にもとづく整備学級数の計画（令和7年3月31日生まれまでの人口データを市より提供する）
- 主要な教室（普通教室、特別教室、管理教室、トイレ等）の概略平面計画（室内レイアウト案の作成）
- エレベーター新設、バリアフリーに関する概略検討
- 概略工事工程（工事フェーズの検討、学校行事等に配慮すること）
- 仮設校舎計画（各種設備の切り回しに配慮する）
- 工事進捗に伴う引っ越し計画
- 埋設物インフラ設備の幹線整備比較（支障物件に配慮する）
- 概略工事ヤード計画（学校利用者（歩行者、車両）と工事関係車両の動線計画を含む）
- 概略外構計画（本事業で整備が必要と思われる範囲の計画）
- 事業費比較（総事業費ではなく、案ごとに異なる項目を比較する）
- 法規チェック比較（案ごとに異なる項目がある場合に比較する）
- その他課題点や必要と思われる項目

## ③アンケート調査（教職員）

②で決定した各階教室レイアウト案に対して、アンケート調査を実施し、その結果を取りまとめ、内容を精査し設計方針に反映する。

## ④長寿命化に関する文部科学省の補助要件等に関する方針検討

耐力度調査の結果より、構造に関する整備方針を取りまとめるとともに、防災機能強化（非構造部材の耐震対策）等の整備方針を検討する。また、以下に示す項目について、補助要件に関する整備方針を検討する。（公立学校施設整備事務ハンドブック 令和6年 P46 より抜粋）

- 【必ず実施する工事】鉄筋コンクリート造の場合、少なくとも a～c のうちいずれか 1 以上の工事を実施する。
  - a. コンクリートの中性化対策
  - b. 鉄筋の腐食対策
  - c. 鉄筋のかぶり厚さの確保
- 【原則として実施する工事】工事を要しない特別な理由がない限り、原則として以下の工事を実施するものとする。
  - a. 耐久性に優れた材料等への取り替え（劣化に強い塗装・防水材等の使用）
  - b. 維持管理や設備更新の容易性の確保
  - c. 少人数指導など多様な学習内容・学習形態による活動が可能となる環境の提供
  - d. 断熱材、二重サッシ、日射遮蔽等の省エネルギー対策

## ⑤アスベスト除去等対策方針の検討

アスベスト含有調査の結果、アスベストを含有する材料があった場合、除去や封じ込めの方法など工法を検討し、概算工事費など総合的な観点から比較し対策の方針を決定する。

#### (4) 基本設計

基本計画の方針決定内容をもとに各種詳細検討、図面作成、工事工程案作成などを行い、今後の実施設計を円滑に進捗できるように各種資料等を取りまとめる。

##### ①各種教室等の設計

主要な教室（普通教室、特別教室、管理教室、トイレ等）について、下記の項目を検討し設計図面等を作成する。

- 什器レイアウト
- 各種設備プロット図、器具配置図
- 造作木製家具計画（普通教室、特別支援教室は詳細に検討することが重要）
- 天井設備配置などを含む内装仕上げ計画
- 教職員等ヒアリング（必要に応じて実施する）

##### ②外観デザイン検討

外観塗装のカラー計画案を作成し、比較検討を行う。

##### ③構造基本設計

総事業費を算出するため必要となる内容について検討・設計を行う。

##### ④電気・機械設備基本設計

下記の項目を検討し設計を行う。

- 工事フェーズごとにおける各種設備の切り回し計画
- 天吊り設備機器の耐震対策の検討
- 各種設備の整備計画（特にキュービクル、空調設備、汚水処理（浄化槽等）、エレベーターなどは比較検討を行うことが重要である）
- 校内ネットワーク計画（市の関係課と調整のうえ必要な計画を行う）

##### ⑤仮設校舎基本設計

総事業費を算出するため必要となる内容について検討・設計を行う。ただし、仮設校舎が不要な場合は省略する。

##### ⑥外構基本設計

総事業費を算出するため必要となる内容について検討・設計を行う。

##### ⑦移設・存置物件の整理・計画

下記の項目について、現時点で移設・存置を想定してるため、下記の項目を検討し課題点等を整理する。

- 校内ネットワーク設備の移設計画（ギガスクール関連の設備）
- 校舎（普通教室）の補助事業で整備した空調設備（機器の劣化状況に応じて撤去・新設することも考えられる）
- 屋内運動場のアリーナ高天井LED照明、バスケットゴールの存置による工事への支障等を検討する。
- 機械警備委託業者が設置した警備設備（熱線センター、防犯カメラなど）
- 防災無線設備、備蓄倉庫など
- 必要に応じて記念品・寄贈品等の移設を検討する。

#### ⑧各種法令等の整理

建築基準法、消防法、バリアフリー法、省エネ法、豊見城市景観まちづくり条例など各種法令等について、許認可の要・不用、準拠の必要性などの整理を行う。

#### ⑨工事工程・工事施工計画（案）作成

学校の特性や執務並行改修に十分配慮した実施可能な工事工程や、工事重機配置、資材ヤード、工事関係者駐車場に配慮した工事施工計画の案を作成する。

#### ⑩概算事業費算出

基本設計の内容で概算事業費を算出する。（安易に参考事例の平米単価を根拠にするのではなく、基本設計内容や物価上昇などを総合的に加味した上で、可能な限り精度の高い概算事業費となるように努めることとする。また、事業費縮減の方策等も検討し、基本設計に反映すること）

#### ⑪基本設計図面・完成イメージパース作成

基本設計図は改修前（撤去範囲）、改修後に関する図面を作成する。図面の種類については一般的な基本設計の図面とするが、調査職員と協議を行い決定することとする。また、完成イメージパースを外観2カ所・内観4カ所程度を作成すること。

#### ⑫実施設計業務への引継ぎ事項等の検討・整理

下記の項目を整理することとする。

- 実施設計業務に引き継がれる、未検討事項や課題点の整理
- 実施設計業務で作成が想定される図面の種類・枚数の検討（実施設計業務委託料の積算根拠資料として必要となる。当初予算提出時11月頃、本業務完了時3月頃の2回を想定）

### （5）報告書作成

上記の業務内容の結果を基本計画・基本設計報告書として取りまとめ、内容については調査職員と協議を行い決定すること。

### （6）打合せ内容の記録

本業務に係る各種打合せの議事録を作成し、調査職員に提出すること。

### （7）先進事例視察

本業務を円滑に推進するため、県外の先進事例視察を行うこととする。受発注者双方で視察先検討のうえ協議により決定する。また、本市の担当者も公費により参加を予定しており、関東地域2カ所の2泊3日想定して市予算を計上している。また、業務受注後速やかに視察に関する検討・調整を行い、出発日の1ヵ月以上前に視察日程を確定させ、単に施設の視察を行うだけでなく、施設の整備を行った自治体職員や設計者等にヒアリングを行えるように努めることとする。原則として、先進事例視察に関する以下の項目は、受注者が行うこと。

- 視察先に関する事前の資料収集、事例の見るべきポイントの整理
- 視察先に関する各関係者へのアポ取り、日程調整、事前質疑の検討等
- 視察後の資料整理（本設計に採用したいアイデア、気を付けるべき点など）

## 5. 業務成果物

本業務の業務成果物は下記のとおりとする。

- (1) 基本計画・基本設計報告書（本編）：20部 A4見開き カラー製本
- (2) 基本計画・基本設計報告書（概要版）：50部 A3をA4折り カラー製本  
※概要版は学校職員や保護者などに工事工程や完成イメージを周知する目的で作成する
- (3) 各種根拠資料、打合せ記録簿報告書：1部 A4チューブファイル  
※業務内容に示す全ての項目について比較検討や概算事業費算出など根拠となる資料や、各種打合せ記録簿を綴じ込むこと
- (4) 耐力度調査結果報告書：1部 A4チューブファイル
- (5) アスベスト調査結果報告書：1部 A4チューブファイル
- (6) 現況図面 及び 基本設計図面、法規チェック図：1部 A3チューブファイル
- (7) 各種電子データ：1式 CD-RまたはDVD-R  
※上記の各種報告書等のPDF及び元データ（Word、Excel、CADなど）
- (8) その他 調査職員が必要と指示があるもの

## 6. その他

- (1) 本業務仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書（令和6年4月 沖縄県土木建築部）」による。
- (2) 技術提案書において、本業務仕様書に対して追記・補完する提案内容

## 第2章 資格要件、適用基準など

### 1. 管理技術者の資格要件

管理技術者は建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する「一級建築士」とする。  
また、管理技術者と主任担当技術者は兼任することができないこととする。

### 2. 主任担当技術者の資格要件

専門分野を担当する主任担当技術者の資格要件は次による。また、構造、電気設備、機械設備の分野を再委託する場合は、再委託先の担当者を配置することができる。さらに、電気設備と機械設備の主任担当技術者は兼務することができる。

- (1) 総合（意匠含む）担当者：建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する「一級建築士」
- (2) 構造担当者：建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する「構造設計一級建築士」または、「既存学校建物の耐力度測定方法 実務講習会の受講者」
- (3) 電気設備担当者：建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する「建築設備士」または「1級電気工事施工管理技士」、「第一種電気工事士」
- (4) 機械設備担当者：建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する「建築設備士」または「1級管工事施工管理技士」「空気調和衛生学会の設備士（衛生部門、空調部門）」

### 3. 適用基準等

適用基準等は関係法令のほか、次の基準等による。(特記なき場合は、国土交通省大臣官房長官官舎部が制定又は監修したものとし、契約締結時の最新版を適用する)

#### (1) 共 通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 中学校施設整備指針 <文部科学省>
- 公立学校施設整備事務ハンドブック <公立学校施設法令研究会>
- 建築設計業務委託共通仕様書 <沖縄県 土木建築部>
- 沖縄県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル <沖縄県 子ども生活福祉部>
- 豊見城市景観計画ガイドライン <豊見城市>

#### (2) 建 築

- 建築設計基準、同資料
- 建築構造設計基準、同資料
- 校内舗装・排水設計基準、同資料
- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- 建築物解体工事共通仕様書
- 建築工事標準詳細図

#### (3) 設 備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編、機械設備工事編)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編、機械設備工事編)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編、機械設備工事編)

#### (4) 積 算

- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築数量積算基準、公共建築設備数量積算基準
- 建築工事積算基準 <沖縄県 土木建築部>
- 建築工事共通費積算基準 <沖縄県 土木建築部>
- 建築工事標準単価積算基準 <沖縄県 土木建築部>
- 建築工事積算基準等資料 <沖縄県 土木建築部>

#### 4. その他参考資料等

文部科学省等が公表している下記の報告書・事例集などを参考に設計を検討すること。

- 学校施設の教育環境向上を図る改修等に関する課題解決事例集（令和 5 年 5 月）  
[https://www.mext.go.jp/content/20230524-mxt\\_sisetuki-000029813\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230524-mxt_sisetuki-000029813_02.pdf)
- 学校施設の長寿命化改修に係る劣化状況調査の手引き（令和 5 年 3 月）  
[https://www.mext.go.jp/content/20230327-mxt-sisetujo-100003127\\_02.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230327-mxt-sisetujo-100003127_02.pdf)
- 学校施設の長寿命化改修に関する事例集（平成 29 年 3 月）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/1383800.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1383800.htm)
- 学校施設の長寿命化改修の手引（平成 26 年 1 月）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/027/toushin/1343009.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/027/toushin/1343009.htm)
- ウェルビーイング向上のための学校施設づくりのアイデア集（令和 6 年 7 月）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/066/toushin/mext\\_01888.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/066/toushin/mext_01888.html)
- 学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集（令和 4 年 6 月）  
<https://www.nier.go.jp/ippanhen2023/02/0203/020314.pdf>
- 環境を考慮した学校施設づくり事例集-継続的に活用するためのヒント-(令和 2 年 3 月)  
<https://www.nier.go.jp/ippanhen2023/04/0403/040329.pdf>
- 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック〔改訂版〕〔追補版〕（平成 27 年 3 月）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm)
- 屋内運動場等の天井等落下防止対策事例集（平成 26 年 4 月）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/bousai/taishin/1346937.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/taishin/1346937.htm)
- 避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集（令和 2 年 3 月）  
<https://www.nier.go.jp/ippanhen2023/10/1003/100302.pdf>
- 近年の災害から学ぶ避難所となる学校施設について ～バリアフリー化の取組事例集～  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/shuppan/\\_icsFiles/afieldfile/2018/04/02/1403195.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/_icsFiles/afieldfile/2018/04/02/1403195.pdf)
- これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について（令和 4 年 3 月）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00005.htm)

### 第 3 章 業務の実施

#### 1. 一般事項

本業務の実施に係る基本的な項目は下記のとおりとする。

##### (1) 提出書類

「別表」の書類を各 1 部、遅滞なく提出すること。また、業務計画書に添付する書類は様式に定められた項目を記入し、契約締結後 14 日以内に提出すること。（各様式は沖縄県土木建築部「建設コンサルタント業務関係様式（令和 6 年 4 月）」を参照）

<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013336.html>



## (2) 打合せ及び記録

発注者との打合せは、業務着手時、各種比較検討・方針決定に関する資料説明時、その他調査職員又は管理技術者等が必要と認めた時に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。また、業務工程表に合わせた定例会議を実施することとし、開催時期・回数・打合せ項目などを検討し、業務着手時に調査職員に報告することとする。

## (3) 貸与品等

本業務に必要な既存図面などの貸与品は一覧表（貸与日、図書名、数量、返却予定日、担当者名、連絡先など）を作成し、調査職員に提出すること。

## (4) 業務委託料の変更等

契約時に提出した見積書内訳の業務人・時間数と、建築設計業務を実施した結果の業務人・時間数の差による業務委託料の変更は、原則として行わない。

ただし、本業務に関連して、業務仕様書の変更を伴う追加業務の必要性が考えられる場合、速やかに書面による協議を行い、追加業務を実施する前に業務委託料の変更額を調整すること。

## (5) 部分払、前金払

受注者は契約書の規定に基づき部分払を請求するときは、当該請求に係る既履行部分における成果品等の資料を整理し、検査を受けなければならない。また、前金払を請求する時は、契約書の規定にされた保証書書を発注者に提出しなければならない。

## (6) 保険等

受注者は必要に応じて「労働者災害補償保険」などの保険を付すこと。

## (7) 業務実績情報の登録

受注者は公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録すること。

## (8) 成果物の帰属

本業務の成果物は、すべて本市に帰属するものとし、本市の承諾を受けないで第三者に公表または提供してはならない。また、本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は、本市へ帰属するものとし、業務の実施による成果物は、著作権上の権利関係を済ませた上で納品すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

## (9) その他

本業務仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

## 別表

## 提出書類

## (着手時) 契約締結後14日以内

| 書類名           | 様式        | 根拠規定等   | 備考        |
|---------------|-----------|---------|-----------|
| 着手届           | 共通第2号     | —       |           |
| 業務工程表         | 共通第3号     | 契約書第3条  |           |
| 管理技術者通知書      | 共通第4号     | 契約書第16条 |           |
| 管理技術者の経歴等     | 共通第4号(別紙) | 共通第4号様式 | 免許等の写しを添付 |
| 業務計画書         | 共通第5号     | 共仕第3章5  |           |
| 業務管理体制系統図     | 建設第1号     | 特記仕様書   |           |
| 管理技術者の経歴等     | 共通第4号(別紙) | 特記仕様書   |           |
| 主任担当技術者の経歴等   | 建設第2号     | 特記仕様書   |           |
| 担当技術者の経歴等     | 建設第3号     | 特記仕様書   |           |
| 協力事務所の名称等     | 建設第4号     | 共仕第3章7  |           |
| 設計方針の説明に関する資料 | —         | 特記仕様書   |           |

## (必要時)

| 書類名              | 様式        | 規定根拠等                  | 備考            |
|------------------|-----------|------------------------|---------------|
| 管理技術者等変更通知書      | 共通第4-1号   | 契約書第16条                | 変更後遅滞なく提出     |
| 履行報告書            | 共通第6号     | 契約書第18条                |               |
| 業務一部再委託(変更)承諾願   | 共通第7号     | 契約書第12条                |               |
| 履行体制に関する書面       | 共通第7号(別紙) | 共通第7, 9号様式             |               |
| 業務一部再委託(変更)通知書   | 共通第9号     | 契約書第12条                |               |
| 是正等の措置請求について     | 共通第10号    | 契約書第17条                |               |
| 是正等の措置結果について     | 共通第11号    | 〃                      |               |
| 業務条件確認請求書        | 共通第12号    | 契約書第21条                |               |
| 履行期間変更請求書        | 共通第16号    | 契約書第26, 27条            |               |
| 協議開始日の通知について     | 共通第17号    | 契約書28, 29, 32条         |               |
| 成果物の〔全部・一部〕使用承諾書 | 共通第19号    | 契約書第35条                |               |
| 業務履行部分確認請求書      | 共通第20号    | 契約書第39条                |               |
| 業務〔指定・引渡〕部分完了通知書 | 共通第21号    | 契約書第40条                | 指定・引渡部分等がある場合 |
| 解除通知書            | 共通第22号    | 契約書<br>第47～49, 51, 52条 |               |
| 打合せ記録簿           | 共通第23号    | 共仕第3章14                |               |

## (完了時)

| 書類名            | 様式     | 規定根拠等   | 備考           |
|----------------|--------|---------|--------------|
| 業務完了通知書        | 共通第24号 | 契約書第33条 | 業務完了後遅滞なく提出  |
| 修補完了報告書        | 共通第25号 | 〃       | 修補する必要があったとき |
| 業務〔成果物・報告書〕引渡書 | 共通第26号 | 〃       | 検査合格後遅滞なく提出  |

※1 契約書：建築設計業務委託契約書

※2 共仕：建築設計業務委託共通仕様書